



職場のメンタルヘルスと法 比較法的・学際的アプローチ

著者：三柴 丈典 発行：法律文化社 定価：6,380円(税込)

本書は、2011年から2013年にかけて実施された欧米6カ国の産業精神保健法制度の比較調査(厚生労働科学研究事業)とそのフォローアップ調査を踏まえ、日本との比較と考察を詳述し、そこから示唆される職場のメンタル不調への予防的法制度の提言までをまとめた壮大な書である(イギリスで2020年に英書が出版されている)。

各国の法制度(イギリスのストレス管理基準、フランスのアンチハラスメント法制、アメリカの障害者差別禁止法等々)、日本の法制度・行政施策、裁判例の動向、社会調査結果、経営学や社会学に基づくレビューなどで多面的に構成されており、必ずしも科学的根拠が多くないこの分野で、あるべき産業精神保健の姿を国際的・

学際的に議論したきわめて意欲的な研究書といえる。

実務家にとってはやや歯ごたえが強い部分もあるものの、教条的な法制度がむしろメンタル不調を増加させる可能性を指摘し、立法論としてはガイドラインなどソフト・ローによる誘導などを提言しつつ、目標とする健康状態を理想化せず、「納得性を重視」した対話の体制づくりを提言するなど、実務的な意味でも示唆が豊富なものとなっている。

2020年に発足した「産業保健法学会」(<https://jaohl.jp/>)は、本書の内容もその知的基盤のひとつとなっており、これからの産業保健のモデルを展望する場として期待されよう。

はやし みきひろ
林 幹浩

(株式会社ビスメド代表取締役／産業医・産業衛生専門医)

情報スクランブル Scramble

厚生労働省から「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」の報告書を公表

厚生労働省の「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」(座長：高田礼子 聖マリアンナ医科大学教授。以下、「検討会」という。)では、このたび、事務所における衛生水準のあり方および同基準を見直すことについての検討結果を報告書に取りまとめた。事務所衛生基準規則は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、事務室の空調や明るさなどの環境管理、トイレ設備や更衣設備などの清潔を保持するための措置、休憩や休養などを行うための設備、および救急用具を定めたものであり、これまで50年にわたり、労働者が事務作業に従事するあらゆる業種の事務所において、衛生水準の確保を担ってきた。近年、女性の社会進出や活躍の推進、高年齢労働者や障がいのある労働者を含むすべての労働者にとって働きやすい環境を確保することの重要性が高まっているが、こうした背景から

関係する有識者による検討を行ってきたところである。検討に当たっては、事務所の実状や事務所における労働者のニーズを把握するとともに、関係する国の規格や学会基準なども参考にしつつ、トイレ設備、休憩などのための設備や、作業環境測定の種類、照度などに関する基準が、現在の事務所の実態に照らして衛生基準として妥当であるかについて検討した。この報告書は、令和2年8月から令和3年2月までに6回にわたり開催された検討会が、その結果を報告書として取りまとめたものである。

厚生労働省では本報告を踏まえ、事務所衛生基準規則および労働安全衛生規則の改正について、労働政策審議会において審議を行う予定である。

※詳細については以下のURLより

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17543.html

「産業保健21」105号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

右記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

※ このアンケートでご記入いただいた内容は『産業保健21』制作の参考にさせていただきます。

QRコード：右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。

ホームページ：下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

(URL) <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyoku/tabid/1941/Default.aspx>



問い合わせ：(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課